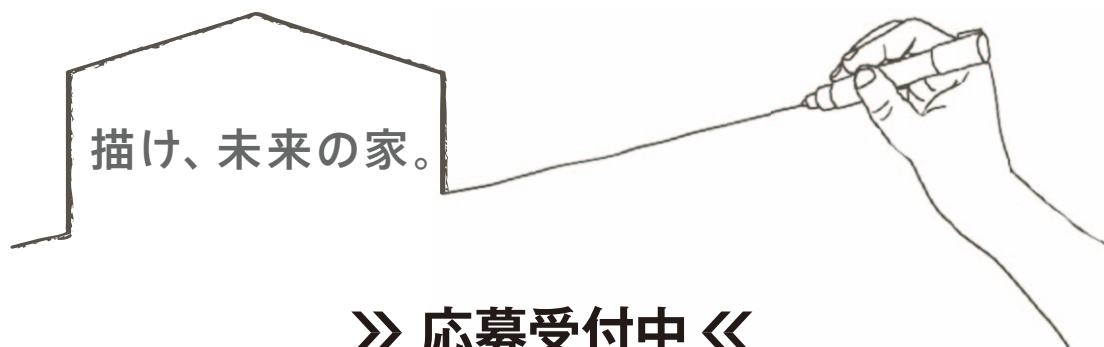


HOMEiLAND COMPETITION 2019



応募要項

応募資格

- ・資格・経験は問いませんが、実施設計の際に協力をいただける方。
- ・応募者（連名の場合は連名者すべて）は、登録開始日（令和元年6月17日）時点で満45歳以下であること。

応募制限

- ・主催者および事務局関係者は、応募者あるいは応募者の共同設計者とはなれない。若しくは直接、間接の援助をしてはならない。
- ・審査員および審査員自らが経営または役員、顧問を務める組織に属する者およびその者が加わったチームは参加できない。

提出書類

提出する図書は以下の内容をA3サイズ(420mm×294mm)の用紙1枚に収め、横使いでまとめること。青焼き、CAD、鉛筆、墨入れ、着色、写真貼付などは自由。ただしパネル化およびメディア(DVD、CD-R等)での応募は不可。裏面には登録の際にダウンロードした登録票に必要事項を記入して貼付けること。

- (1)設計コンセプトを10ポイント以上で図面に記載すること。提案タイトル、説明図、概念図等の記入は可とする
- (2)図面(平面図・立面図・断面図)その他パース(外観、内観、その他表現に必要なもの)、模型写真など自由に表現すること。
- (3)応募作品表面には、住所・氏名・暗号等を記入してはならない。
- (4)使用言語は日本語とする。
- (5)応募作品の提出後は、内容の追加または修正は認めない。また規定以外の資料等が提出されてもその資料等は審査の対象としない。
- (6)応募作品の提出は、応募登録者一人いくつでも構わない。ただし、1登録につき、1作品とする。
- (7)本設計競技の応募に係わる一切の費用は応募者の負担とする。
- (8)応募作品は配達証明のある郵便または宅配便を用い、事務局宛てに送付すること。持参は受け付けない。

応募スケジュール

- ・2019年6月17日：公募開始
- ・2019年8月31日：提案締め切り（当日消印有効）
- ・2019年10月中旬：結果発表

結果発表

2019年10月中旬までに入賞者に通知し、10月中旬に、WEBにて結果発表します。

審査員

HOMEiLAND 事務局

入賞作品の取り扱い

- (1)選出された最優秀賞提案者は WHC と協議の上随意契約する。
- (2)最優秀作品提案者と WHC が設計契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは最優秀賞が失格要件に抵触し、失格することが後日判明した場合はその者との契約を結ばず、若しくは破棄して、優秀作品の設計者と契約の交渉を行う。
- (3)**HOMEiLAND 仕様による実施設計段階で、主催者は、設計内容の一部について合理的に変更することを要請でき、当該提出者は協議の上これに同意することとする。**
- (4)最優秀賞については、主催者等に対し、将来にわたり著作者人格権の行使をしないこととする。

質疑応答

- (1)質疑応答は行わない。
- (2)応募者は要項の記述を許容範囲の中で解釈して作品に反映させるものとする。

作品提出先

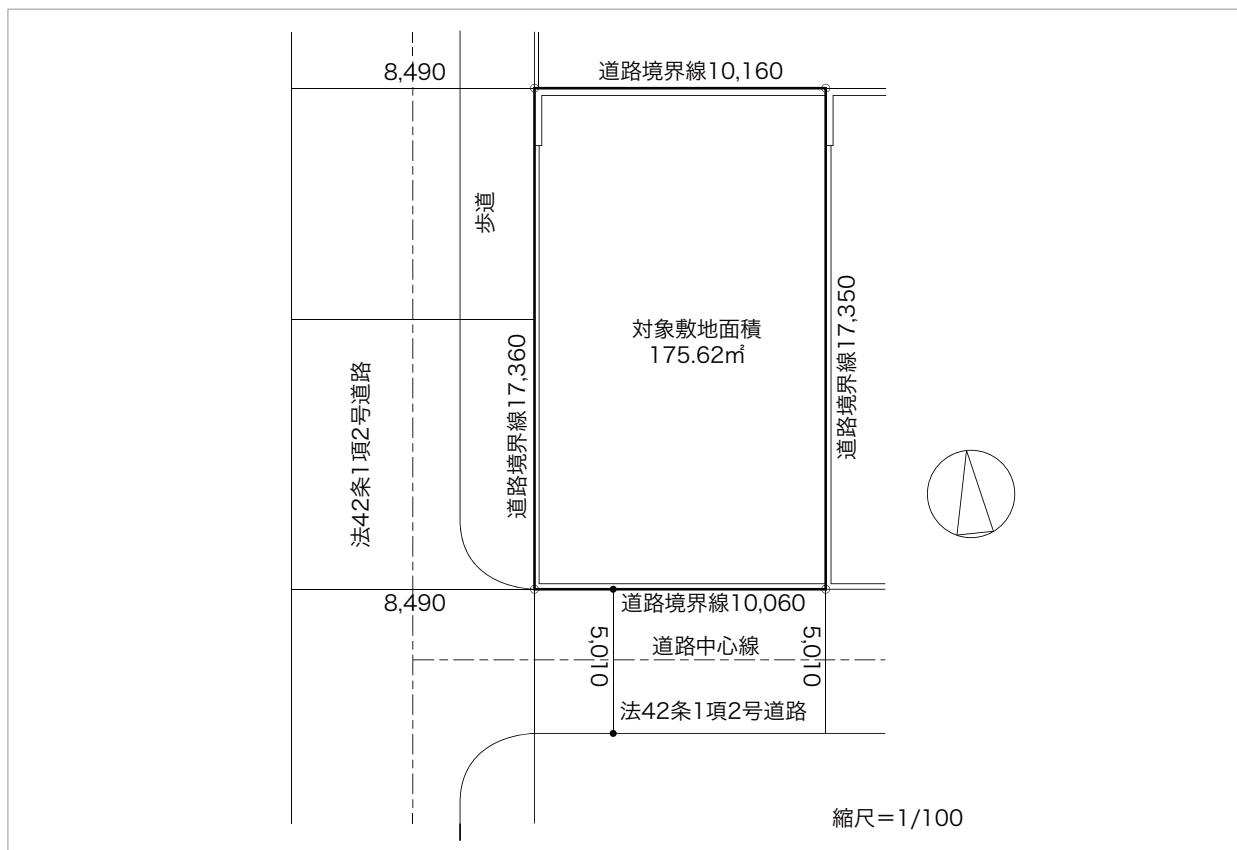
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-21-3 2F
ワールドハウジングクラブ株式会社
HOMEiLAND competition 2019

主催および事務局

主 催：ワールドハウジングクラブ株式会社
事務局：ワールドハウジングクラブ株式会社

設計条件

- ・所在地：静岡県富士市の住宅地（敷地形状は下記の条件を満たし、各自で設定すること。）
 - ・敷地：175.62 m²
 - ・用途：第1種中高層住居専用地域 建蔽率 50%、容積率 150%
 - ・構造および階高：木造2階建て（1階2階ともに天井高は 2400mm とする。ただし、2階については屋根形状に応じて部分的に天井高を調整可能。）
 - ・隣接地：2～3階建て住宅
 - ・周辺環境その他：住宅街、市街化地域、法第22条区域、第一種高度地区
 - ・パネル工法を前提とします。
 - ・耐震性に配慮すること。
 - ・地域区分：6地域
 - ・温熱環境、省エネについての考えを記すこと。
- ※敷地図は次ページに記載しています。



応募に際しての注意

- (1)応募作品は、国内外を問わず公表または他設計競技に提出されていないオリジナル作品であること。
- (2)応募者は、第三者に権利（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作者人格権、著作隣接権その他一切の権利）が帰属する素材または方法を作品中に無断で使用しないこと。もし使用するときは、その使用に関し当該権利を有する者から事前に承諾を得るものとし、その使用に関する一切の責任（使用料等を含む）は応募者が負うものとする。
- (3)入賞後に第三者の権利（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作者人格権、著作隣接権その他一切の権利）を侵害するような疑義が生じた場合には主催者および審査委員の判断により入賞を取り消す。
- (4)上記要件に該当する作品については、入賞発表後であっても、入賞の取り消しおよび賞金等の返却を求めるものとする。

作品にかかわる権利の取り扱い

- (1)応募作品の著作権は、応募者に帰属するものとする。
- (2)応募作品の一部またはすべてを商品化するにあたっての権利関係については、主催者と当該応募者とで個別に協議を行うものとする。
- (3)主催者は、当該設計競技の応募作品を作品展示、出版、広告、ホームページ等への掲載、その他の広報活動に使用することについて使用する権利を包括的に利用許諾していただき、優先的権利を有するものとし、この際に作成する制作物の著作権は主催者が保有するものとする。なお、この制作物等に使用する使用料は無償とする。